



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1か月 2,200円

目次 (*については県例規集掲載事項)

- 規則
 - *33 職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)
- 訓令
 - *14 事務決裁規程の一部を改正する訓令 (行政経営改革室)
 - *15 地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令 (")
 - *16 和歌山県防災行政無線運用規程の一部を改正する訓令 (総合防災課)

規 則

和歌山県規則第33号

職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則

職員の被服等の貸与に関する規則(昭和39年和歌山県規則第99号)の一部を次のように改正する。

別表第1中2の項を削り、3の項を2の項とし、4の項を3の項とし、5の項を4の項とし、同表の6の項中「地域振興課」を「地域づくり課」に改め、同項を同表の5の項とし、同項の次に次のように加える。

6	文書館	文書庫における文書保存及び整理の業務に従事する職員	作業服	1	24
---	-----	---------------------------	-----	---	----

別表第1の22の項中「高等技術専門校」を「産業技術専門学院」に改め、同表の24の項中「農村計画課 農村整備課」を「農業農村整備課」に改め、同表中48の項を削り、47の項を48の項とし、46の項を47の項とし、45の項を46の項とし、44の項

を削り、同表の43の項中「生活排水課」を「下水道課」に改め、同項を同表の45の項とし、同表中42の項を44の項とし、39の項から41の項までを2項ずつ繰り下げ、38の項を40の項とし、同項の前に次のように加える。

39	検査指導室	工事現場の検査の業務に従事する職員	作業服(夏)	1	24
			作業服(冬)	1	24

別表第1の37の項中「、工事完了検査」を削り、同項を同表の38の項とし、同表の27の項から同表の36の項までを1項

ずつ繰り下げ、同表の26の項の次に次のように加える。

27	山村整備課	調査、測量、現場監督の業務に従事する職員	作業服	1	24
----	-------	----------------------	-----	---	----

別表第1の49の項中「港湾空港振興局」を「港湾空港局」に改め、同表の50の項中

林道事業の調査、測量、現場監督等の業務に従事する職員	作業服	2
	地下足袋	1
	ズック靴	1
	安全靴	1

る	作業服(夏)	1	24
	作業服(冬)	1	24

24	
24	
24	実情に応じて、ゴム長靴又はズック靴のいずれか一方を貸与する。
24	実情に応じて、地下足袋又はズック靴のいずれか一方を貸与する。
36	

に改め、同表中52の項を

県営住宅の維持管理業務に従事する職員	作業服(夏)	1
	作業服(冬)	1
農道整備事業の現場監督等の業務に従事する職員	作業服	2
	ゴム長靴	1
	ズック靴	1

削り、53の項を52の項とし、54の項を53の項とする。

別表第2の7の項中「地域振興課」を「地域づくり課」に改め、同表中22の項を削り、21の項を22の項とし、同表の20の項中「高等技術専門学校」を「産業技術専門学院」に改め、同項を同表の21の項とし、同表中19の項を20の項とし、18

の項を19の項とし、同表の17の項中

「自然公園の許認可事務
査及び立入調査の業務
員

に係る現地調 に從事する職	作業服 作業靴 防寒服	
------------------	-------------------	--

「自然公園の許認可事務に係る現地調
査及び立入調査の業務に從事する職
員

を

農林物資の規格化及び品質表示の適
正化に関する法律に基づく立入検査
業務に從事する職員

白衣
ゴム長靴
衛生帽

に改め、同項を

同表の18の項とし、同表の16の項中「健康対策課」を「難病・感染症対策課」に改め、同項を同表の17の項とし、同表中15の項を16の項とし、14の項を15の項とし、13の項を14の項とし、12の項の次に次のように加える。

13	食品・生活衛生課	農林物資の規格化及び品質表示の適 正化に関する法律に基づく立入検査 業務に從事する職員	白衣 ゴム長靴 衛生帽	
		食品衛生監視の業務に從事する職員	白衣 帽子 ゴム長靴	

別表第2中35の項を削り、34の項を35の項とし、27の項か

ら33の項までを1項ずつ繰り下げ、同表の26の項中

「自作
業務
農林
正化
業務

を

「自作農財産管理及び農地法の許
業務に從事する職員

農財産管理及び農地法の許認可 に從事する職員	防寒服	
物資の規格化及び品質表示の適 に関する法律に基づく立入検査 に從事する職員	白衣 ゴム長靴 衛生帽	

認可	防寒服	
----	-----	--

に改め、同項を同表の27の項とし、同表中25の項を26の項とし、24の項の次に次のように加える。

25	山村整備課	調査、測量、現場監督等の業務に從 事する職員	防寒服	
----	-------	---------------------------	-----	--

別表第2中41の項を削り、40の項を41の項とし、37の項か
ら39の項までを1項ずつ繰り下げ、36の項を37の項とし、同

項の前に次のように加える。

36	検査指導室	工事現場の検査の業務に從事する職 員	防寒服 安全靴 ヘルメット 雨合羽 ゴム長靴	
----	-------	-----------------------	------------------------------------	--

別表第2の42の項を次のように改める。

42	下水道課	調査、測量、現場監督等の業務に從 事する職員	防寒服 安全靴	
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律 に基づく立入検査及び現物調査に從 事する職員	防寒服 安全靴	

別表第2の46の項を削り、同表の47の項中「港湾空港振興局」を「港湾空港局」に改め、同項を同表の46の項とし、同表の48の項中「漁港課」を「港湾整備課漁港整備室」に

改め、同項を同表の47の項とし、同表の49の項中

県営住
職員

宅の維持管理業務に従事する	防寒服	
---------------	-----	--

県営住宅の維持管理業務に従事する職員

農道整備事業の現場監督等の業務に従事する職員

林道事業の調査、測量、現場監督の業務に従事する職員

る	防寒服	
に	防寒服 安全靴 ヘルメット 雨合羽	
等	防寒服 ヘルメット 雨合羽 ゴム長靴	

に改め、同項を同表の48の項とし、同表中50の項を49の項とし、51の項を削り、52の項を50の項とし、53の項を51の項とし、54の項を52の項とする。

附 則

3 企画部

課名	部長専決事項	局長専決事項	課長専決事項
企画総務課		1 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）第9条第1項の規定による届出の受理に関する事。	
調査統計課		1 統計調査の年報の作成に関する事。 2 統計調査の調査票の使用承認に関する事。	1 指定統計調査等に係る市町村経費のうち報酬及び職員手当の増減承認に関する事。 2 統計調査の調査対象の選定に関する事。 3 統計調査の月報の作成に関する事。
情報政策課		1 電子署名に係る地方公共団体の認証事務に関する法律（平成14年法律第153号）第17条第4項の規定による取決めの締結に関する事。	

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

訓 令

和歌山県訓令第14号

庁中一般

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和62年和歌山県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「及び監察査察室長」を「、監察査察室長、IT統括監、食品安全監及び労働政策監」に改める。

別表第1課長専決事項の欄14（1）を削り、同欄14（2）中「検査要求書」の次に「（西牟婁振興局及び東牟婁振興局管内で施行される工事に係るものを除く。）」を加え、同欄中14（2）を14（1）とし、14（3）を14（2）とする。

別表第2広報室及び文化国際課の表中「広報室及び文化国際課」を「広報室」に改め、同表文化国際課の項を削る。

別表第2総務部の表人事課の項局長専決事項の欄中14を15とし、5から13までを6から14までとし、4の次に次のように加える。

5 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）に基づく派遣職員の職務への復帰及び再派遣に関する事（地方公務員法第28条第2項第1号及び地方公務員の育児休業等に関する法律第2条に該当する場合に限る。）。

別表第2総務部の表管財課の項課長専決事項の欄3（3）中「2,000万円」を「250万円」に改める。

別表第2企画部の表を次のように改める。

<p>地域づくり課</p>	<p>1 国土調査法（昭和26年法律第180号）に関する次のこと。 (1) 地籍調査に関する事業計画の策定及び公示（第6条の3第2項、第5項）</p>	<p>1 国土調査法に関する次のこと。 (1) 市町村又は土地改良区等が行う国土調査の指定及び公示（第6条） (2) 国土調査の実施の公示（第7条） (3) 国土調査の実施の勧告（第8条第4項） (4) 国土調査の実施の委託（第10条） (5) 国土調査の成果の承認申請、認証及び公告（第19条第2項、第3項、第4項） (6) 国土調査を実施する者に対する報告の請求及び勧告（第22条第2項） 2 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に関する次のこと。 (1) 土地に関する権利の移転等の届出に対する勧告をしない旨の決定（第24条） (2) 土地に関する権利の処分についてのあっせん等（第27条） (3) 土地に関する権利の移転等の届出に対する助言（第27条の2） (4) 遊休土地の有効かつ適切な利用の促進に関する助言（第30条） 3 国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）に関する次のこと。 (1) 基準地の選定（第9条） (2) 土地調査員の任命（第24条） 4 国土利用計画法施行規則（昭和49年総理府令第72号）に関する次のこと。 (1) 土地に関する権利の移転又は設定の対価として予定している価額が国土利用計画法第27条の5第1項第1号に該当しない旨の確認（第21条） 5 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）に関する次のこと。 (1) 特定住宅用地の譲渡の認定（第18条の5第10項、第38条の5第8項） (2) 譲渡予定価額に関する申出に対する意見等の通知（第18条の5第11項第4号、第38条の5第9項第4号） (3) 特定住宅地造成事業の認定（第22条の8第4項、第39条の5第5項） (4) 特定住宅建設事業の認定（第22条の8第5項、第39条の5第6項）</p>	<p>1 国土調査法に関する次のこと。 (1) 国土調査に従事する測量業を営む者に対する報告の請求（第22条の2第2項） (2) 国土調査に関係がある測量又は調査を行う者に対する報告及び資料提出の請求（第23条第2項、第3項） (3) 国土調査の実施に係る他人の土地への立入り（第24条） (4) 立会又は出頭の請求（第25条） (5) 障害物の除去（第26条） (6) 土地の使用の一時制限又は土地等の一時使用（第27条） (7) 試験材料の採取収集（第28条） (8) 標識の設置（第30条） 2 国土利用計画法に関する次のこと。 (1) 勧告に基づき講じた措置の報告の徴収（第25条） (2) 許可の申請又は届出に係る土地等への立入検査等（第41条） (3) 書類の閲覧等の請求（第43条）</p>
---------------	--	--	--

地域交流課		1 過疎地域自立促進計画の変更に関すること。	
総合交通政策課	1 バス運行対策事業に係る生活交通路線維持確保3か年計画の策定に関すること。		

別表第2環境生活部の表自然環境室の項課長専決事項の欄中1(1)から1(4)までを削り、同欄1(5)中「学術研究の目的による鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等であって」

を「農林水産業に係る被害の防止を目的とするものを除き、」に改め、同欄1(5)を同欄1(1)とし、同表食品安全企画課の項を次のように改める。

食品・生活衛生課	<p>1 「食の安全・安心・信頼確保基本方針」に関すること。</p> <p>2 食品衛生管理認定の実施に関すること。</p> <p>3 水道法（昭和32年法律第177号）に関する次のこと。 (1) 事業の休止及び廃止の許可（第11条） (2) 用水供給事業の休止及び廃止の認可（第31条） (3) 専用水道の布設工事の確認（第32条）</p> <p>4 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に関する次のこと。 (1) 墓地、納骨堂又は火葬場の経営許可又は廃止の許可（第10条） (2) 施設の整備改善又はその他の強制処分命令（第19条）</p> <p>5 興行場法（昭和23年法律第137号）に関する次のこと。 (1) 興行場の営業の許可（第2条） (2) 興行場の営業許可の取消し又は営業の停止命令（第6条）</p> <p>6 クリーニング業法（昭和25年法律第207号）に関する次のこと。 (1) クリーニング師試験の実施（第7条）</p> <p>7 生活衛生営業経営特別相談員の委嘱に関すること。</p> <p>8 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）に関する次のこと。 (1) 製菓衛生師試験の実施（第4条） (2) 製菓衛生師免許の取消し（第8条）</p> <p>9 調理師法（昭和33年法律第147号）に関する次のこと。 (1) 調理師試験の実施（第3条の2）</p>	<p>1 食の安全に関係する部局との連携、調整に関すること。</p> <p>2 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に関する次のこと。 (1) 事業の登録（第12条の2） (2) 事業登録の取消し（第12条の4）</p> <p>3 生活衛生関係営業の特別相談員に係る終了証書の交付に関すること。</p> <p>4 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に関する次のこと。 (1) 食品衛生監視員の任命（第30条）</p> <p>5 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和48年法律第112号）に関する次のこと。 (1) 家庭用品衛生監視員の指定（第7条）</p> <p>6 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に関する次のこと。 (1) 狂犬病予防員の任命（第3条） (2) 捕獲人の指定（第6条第2項）</p> <p>7 狂犬病予防法施行令（昭和28年政令第236号）に関する次のこと。 (1) 評価人の任命（第5条）</p> <p>8 動物の愛護及び管理に関する法律に関する次のこと。 (1) 動物取扱業の登録（第10条第1項） (2) 動物取扱業の登録の拒否（第12条第1項） (3) 動物取扱業の登録の取消し又は業務停止命令（第19条第1項）</p> <p>9 和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例（平成11年和歌山県条例第41号）に関する次のこと。</p>	<p>1 「食の安全県民会議」に関すること。</p> <p>2 食の安全の企画立案に関すること。</p> <p>3 クリーニング業法に関する次のこと。 (1) クリーニング師免許（第6条）</p> <p>4 クリーニング業法施行令（昭和28年政令第233号）に関する次のこと。 (1) クリーニング師免許証の交付（第2条）</p> <p>5 製菓衛生師法に関する次のこと。 (1) 製菓衛生師免許及び免許証の交付（第3条、第7条）</p> <p>6 調理師法に関する次のこと。 (1) 調理師免許及び免許証の交付（第3条、第5条）</p> <p>7 国民生活金融公庫資金の借入れに係る推薦に関すること。</p> <p>8 動物の愛護及び管理に関する法律に関する次のこと。 (1) 動物取扱業の変更届出の受理（第14条第1項、第2項） (2) 動物取扱業の廃業等の届出の受理（第16条第1項） (3) 特定動物の飼育の許可事項の変更の届出の受理（第28条第3項）</p> <p>9 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）に関する次のこと。 (1) 特定動物の飼養の廃止の届出の受理（第16条第1項） (2) 特定動物について環境大臣が定める措置を講じたことの届出の受理（第20条第3号）</p>
----------	--	--	---

<p>(2) 調理師免許の取消し (第6条)</p> <p>10 化製場等に関する法律 (昭和23年法律第140号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 化製場等の設置の許可 (第3条第1項)</p> <p>(2) 化製場等の許可の取消し等 (第7条)</p> <p>(3) 動物の飼養又は収容の許可 (第9条第1項)</p> <p>11 動物の愛護及び管理に関する法律 (昭和48年法律第105号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 特定動物の飼育許可 (第26条第1項)</p> <p>(2) 特定動物の飼育の変更許可 (第28条第1項)</p> <p>(3) 特定動物の飼育の許可の取消し (第29条)</p> <p>12 と畜場法 (昭和28年法律第114号) に関する次のこと。</p> <p>(1) と畜場設置の許可 (第4条第1項)</p> <p>(2) と畜場使用料及びとさつ解体料の額の認可 (第12条第1項)</p> <p>(3) と畜場の設置の許可の取消し等 (第18条)</p> <p>13 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 (平成2年法律第70号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 食鳥処理の事業の許可 (第3条)</p> <p>(2) 食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可 (第6条)</p> <p>(3) 食鳥処理の事業の許可の取消し等 (第8条)</p> <p>(4) 指定検査機関の業務規程の変更に対する意見 (第28条第2項)</p>	<p>(1) 動物愛護指導員の任命 (第13条)</p> <p>10 と畜場法に関する次のこと。</p> <p>(1) と畜検査員の任命 (第19条)</p> <p>11 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に関する次のこと。</p> <p>(1) 指定検査機関の事業計画及び収支予算に関する意見 (第29条第2項)</p> <p>(2) 指定検査機関に対する指示 (第31条第2項)</p> <p>(3) 食鳥検査等を実施する職員の指定 (第39条第1項)</p>
---	---

別表第2環境生活部の表生活衛生課の項を削り、同表県民生活課の項部長専決事項の欄に次のように加える。

6 特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) に関する次のこと。

- (1) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請の受理、公告及び縦覧 (第10条第2項)
- (2) 特定非営利活動法人の解散の認定及び解散の届出の受理 (第31条)
- (3) 特定非営利活動法人の合併の認証の申請の受理、公告及び縦覧 (第34条第5項)
- (4) 特定非営利活動法人に対する報告の徴収及び立入検査 (第41条)
- (5) 特定非営利活動法人に対する改善命令 (第42条)

別表第2環境生活部の表県民生活課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

3 特定非営利活動促進法に関する次のこと。

- (1) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証 (第25条第3項)
- (2) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の受理、公告及び縦覧 (第25条第5項)
- (3) 特定非営利活動法人の所轄庁の変更を伴う定款の変更に係る申請書の経由進達及び事務の引継ぎ (第26条)
- (4) 特定非営利活動法人の残余財産の国等への譲渡の認証 (第32条第2項)

別表第2環境生活部の表県民生活課の項課長専決事項の欄に次のように加える。

8 特定非営利活動促進法に関する次のこと。

- (1) 特定非営利活動法人の設立登記完了届の受理 (第13条第2項、第39条第2項)

- (2) 特定非営利活動法人の役員の変更等の届出の受理 (第23条)
- (3) 特定非営利活動法人の軽微な事項に係る定款の変更の届出の受理 (第25条第6項)
- (4) 特定非営利活動法人の事業報告書等、役員名簿等及び定款等の受理 (第29条第1項)
- (5) 特定非営利活動法人の事業報告書等若しくは役員名簿等又は定款の閲覧 (第29条第2項)
- (6) 特定非営利活動法人の清算人就職の届出及び清算終了の届出の受理 (第40条)

9 和歌山県特定非営利活動促進法施行条例 (平成10年和歌山県条例第32号) に関する次のこと。

- (1) 特定非営利活動促進法第44条第1項の規定により送付を受けた書類の写しの閲覧 (第13条)

別表第2環境生活部の表NPO協働推進課の項を削り、同表青少年課の項課名の欄中「青少年課」を「青少年・男女共同参画課」に改め、同項部長専決事項の欄に次のように加える。

2 和歌山県未成年者喫煙防止条例 (平成20年和歌山県条例第31号) に関する次のこと。

- (1) 販売事業者に対する指導・勧告 (第15条)
- (2) 違反の事実等の公表 (第16条)

別表第2環境生活部の表青少年課の項課長専決事項の欄に次のように加える。

2 和歌山県未成年者喫煙防止条例に関する次のこと。

- (1) 立入調査員の任免及び証明書の交付 (第14条)

別表第2福祉保健部の表福祉保健総務課の項部長専決事項の欄に次のように加える。

1 民生委員法 (昭和23年法律第198号) に関する次のこと。

- (1) 民生委員の定数の決定 (第4条)
- (2) 民生委員の厚生労働大臣への推薦及び地方福祉審議会への諮問 (第5条)
- (3) 民生委員会推薦会に対する再推薦命令、民生委員適任者の選定及び厚生労働大臣への推薦 (第7条)
- (4) 民生委員の厚生労働大臣への解囑具申及び地方審議会への諮問 (第11条)

別表第2福祉保健部の表福祉保健総務課の項局長専決事項の欄2中「(昭和23年法律第198号)」を削り、同表子ども未来課の項局長専決事項の欄中4 (1) から4 (4) までを削り、4 (5) を4 (1) とし、5を削り、6を5とし、7から11までを6から10までとし、同項課長専決事項の欄中4 (2) を4 (6) とし、4 (1) を4 (5) とし、4 (1) から4 (4) までとして次のように加える。

- (1) 受給資格及び手当額の認定 (第6条)
- (2) 受給資格消滅の決定 (第7条)
- (3) 手当額の改定 (第8条)
- (4) 手当額の全部又は一部を支給しないことの決定 (第14条)

別表第2福祉保健部の表子ども未来課の項課長専決事項の欄中7を8とし、6を7とし、5を6とし、4の次に次のように加える。

5 母子及び寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号) に関する次のこと。

- (1) ひとり親家庭日常生活支援の決定 (第17条、第33条)
- (2) 母子家庭自立支援給付金の支給 (第31条)

別表第2福祉保健部の表長寿社会推進課の項を次のように改める。

長 寿 社 会 課	<p>1 社会福祉法に関する次のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 民間事業者による軽費老人ホームの許可 (第62条第2項) (2) 軽費老人ホームの改善命令 (第71条) (3) 軽費老人ホームの許可の取消し等 (第72条) <p>2 老人福祉法 (昭和38年法律第133号) に関する次のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの認可 (第15条第4項) (2) 老人居宅生活支援事業者又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センター設置者への改善命令等 (第18条の2) (3) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの改善命令、認可の取消し等 (<p>1 社会福祉法に関する次のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 振興局健康福祉部及び社会福祉施設の指導監督 (第20条) (2) 軽費老人ホームの設置届並びに養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム事業開始届の受理 (第62条第1項) (3) 軽費老人ホームの設置・事業経営許可申請書の受理及び変更許可並びに養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの事業経営許可申請書の受理 (第62条第2項) (4) 軽費老人ホーム、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの変更届の受理 (第63条第1項) (5) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの変更許可 (第63条第2項) 	<p>1 介護老人保健施設の開設許可に係る検査に関すること。</p> <p>2 介護保険法に関する次のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 居宅サービス等を行った者等に対する報告の命令等 (第24条) (2) 介護支援専門員資格登録簿登録事項の変更 (第69条の4) (3) 介護支援専門員証の交付 (第69条の7) (4) 介護支援専門員証の有効期間の更新 (第69条の8) (5) 特定施設入居者生活介護サービス事業者等の指定に係る市町村に対する通知及び意見聴取 (第70条) (6) 指定居宅サービス事業者の指定の更新 (第70条の2) (7) 指定居宅サービス事業
-----------------------	---	---	---

第19条)
 3 介護保険法（平成9年法律第123号）に関する次のこと。
 (1) 介護支援専門員登録の消除（第69条の6、第69条の39）
 4 介護支援専門員実務研修受講試験の可否決定に関すること。

(6) 軽費老人ホーム、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの廃止届の受理（第64条）
 (7) 老人福祉センターの設置・事業開始届の受理（第69条第1項）
 (8) 老人福祉センターの変更届及び廃止届の受理（第69条第2項）
 (9) 軽費老人ホームの検査等（第70条）
 2 老人福祉法に関する次のこと。
 (1) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム設置届の受理（第15条第3項）
 (2) 軽費老人ホーム及び老人福祉センターの設置・事業開始届並びに軽費老人ホーム設置・事業経営許可申請書の受理（第15条第5項）
 (3) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの変更届の受理（第15条の2第2項）
 (4) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの廃止及び定員の変更届等の受理（第16条第2項）
 (5) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの廃止及び定員の変更等の認可（第16条第3項）
 (6) 老人居宅生活支援事業者、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターへの検査等の実施（第18条第1項）
 (7) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームへの検査等の実施（第18条第2項）
 (8) 有料老人ホームの設置届の受理（第29条第1項）
 (9) 有料老人ホームの変更・廃止届等の受理（第29条第2項）
 (10) 有料老人ホームの調査等（第29条第3項）
 (11) 有料老人ホームの改善命令（第29条第4項）
 3 老人ホーム等の事務費の決定に関すること。
 4 民間法人の独立行政法人福祉医療機構への借入れに対する意見書に関すること。
 5 介護保険法に関する次のこと。
 (1) 指定市町村事務受託法人の指定（第24条の2）
 (2) 介護支援専門員の登録（第69条の2）
 (3) 介護支援専門員実務研修受講試験事務を実施する法人の指定（第69条の2

者の変更等の届出の受理（第75条）
 (8) 指定居宅サービス事業者に対する報告の命令等（第76条）
 (9) 指定居宅サービス事業者に係る市町村からの通知の受理（第76条の2、第77条）
 (10) 地域密着型サービス事業者の指定に係る市町村からの事前の届出の受理及び市町村に対する助言又は勧告（第78条の2）
 (11) 地域密着型サービス事業者の指定、変更及び指定の取消し等に係る市町村からの届出の受理（第78条の10）
 (12) 地域密着型サービス事業者指定の更新に係る市町村からの事前の届出の受理及び市町村に対する助言又は勧告（第78条の11）
 (13) 指定居宅介護支援事業所の指定の更新（第79条の2）
 (14) 指定居宅介護支援事業者の変更等の届出の受理（第82条）
 (15) 指定居宅介護支援事業者に対する報告の命令等（第83条）
 (16) 指定居宅介護支援事業者に係る市町村からの通知の受理（第84条）
 (17) 指定介護老人福祉施設の指定に係る関係市町村に対する意見聴取（第86条）
 (18) 指定介護老人福祉施設の指定の更新（第86条の2）
 (19) 指定介護老人福祉施設の変更等の届出の受理（第89条）
 (20) 指定介護老人福祉施設に係る市町村からの通知の受理（第91条の2、第92条）
 (21) 介護老人保健施設の開設許可に係る関係市町村に対する意見聴取（第94条）
 (22) 介護老人保健施設の開設許可の更新（第94条の2）
 (23) 介護老人保健施設の変更等の届出の受理（第99条）
 (24) 介護老人保健施設に係る市町村からの通知の受理（第100条、第104条）
 (25) 指定介護療養型医療施設の指定に係る関係市町村に対する意見聴取（第107条）

- | | |
|--|--|
| <p>7)</p> <p>(4) 介護支援専門員実務研修及び更新研修実施機関の指定 (第69条の33)</p> <p>(5) 指定居宅サービス事業者の指定 (第70条)</p> <p>(6) 指定居宅サービス事業者の特例 (第71条、第72条)</p> <p>(7) 指定居宅サービス事業者に対する勧告及び命令等 (第76条の2)</p> <p>(8) 指定居宅サービス事業者の指定の取消し等及び公示 (第77条、第78条)</p> <p>(9) 指定居宅介護支援事業所の指定 (第79条)</p> <p>(10) 指定居宅介護支援事業所に対する勧告及び命令等 (第83条の2)</p> <p>(11) 指定居宅介護支援事業所の指定の取消し等及び公示 (第84条、第85条)</p> <p>(12) 指定介護老人福祉施設の指定 (第86条)</p> <p>(13) 指定介護老人福祉施設に対する報告の命令等 (第90条)</p> <p>(14) 指定介護老人福祉施設に対する勧告及び命令等 (第91条の2)</p> <p>(15) 指定介護老人福祉施設の指定の取消し等及び公示 (第92条、第93条)</p> <p>(16) 介護老人保健施設の開設許可 (第94条)</p> <p>(17) 介護老人保健施設の開設許可事項の変更許可 (第94条第2項)</p> <p>(18) 介護老人保健施設の管理者の承認 (第95条)</p> <p>(19) 介護老人保健施設に対する報告の命令 (第100条)</p> <p>(20) 介護老人保健施設の設備の使用制限等 (第101条)</p> <p>(21) 介護老人保健施設の管理者の変更命令等 (第102条)</p> <p>(22) 介護老人保健施設に対する業務運営の勧告及び命令等 (第103条)</p> <p>(23) 介護老人保健施設の開設許可の取消し等 (第104条)</p> <p>(24) 指定介護療養型医療施設の指定 (第107条)</p> <p>(25) 指定介護療養型医療施設の入所定員の変更 (第108条)</p> <p>(26) 指定介護療養型医療施設に対する報告の命令等 (第112条)</p> <p>(27) 指定介護療養型医療施設に対する勧告及び命令等 (第113条の2)</p> <p>(28) 指定介護療養型医療</p> | <p>(26) 指定介護療養型医療施設の指定の更新 (第107条の2)</p> <p>(27) 指定介護療養型医療施設の変更等の届出の受理 (第111条)</p> <p>(28) 指定介護予防サービス事業者の変更等の届出の受理 (第115条の5)</p> <p>(29) 指定介護予防サービス事業者に対する報告の命令等 (第115条の6)</p> <p>(30) 指定介護予防サービス事業者に係る市町村からの通知の受理 (第115条の8、第104条)</p> <p>(31) 指定介護予防サービス事業者の指定の更新 (第115条の10)</p> <p>(32) 指定介護予防サービス事業者の特例 (第115条の10)</p> <p>(33) 地域密着型介護予防サービス事業者の指定、変更及び指定の取消し等に係る市町村からの届出受理 (第115条の18)</p> <p>3 介護保険法施行令に関する次のこと。</p> <p>(1) 介護支援専門員実務研修受講試験事務を実施する法人の指定の取消しの公示 (第35条の9第3項)</p> <p>(2) 介護支援専門員実務研修及び更新研修実施機関の指定の取消しの公示 (第35条の10第3項)</p> <p>(3) 指定調査機関の指定の公示等 (第37条の4)</p> <p>(4) 調査事務規程の認可等 (第37条の6)</p> <p>(5) 調査員登録証明書の作成交付 (第37条の7第2項)</p> <p>(6) 調査員養成研修を行う者の指定の取消しの公示 (第37条の7第6項)</p> <p>(7) 指定調査機関の業務の休廃止の許可の公示 (第37条の9)</p> <p>(8) 指定調査機関の指定の取消し等の公示 (第37条の10第2項)</p> <p>(9) 指定情報公表センターの指定の公示等 (第37条の11)</p> <p>(10) 情報公表事務規程の認可等 (第37条の11)</p> <p>(11) 指定情報公表センターの業務の休廃止の許可の公示 (第37条の11)</p> <p>(12) 指定情報公表センターの指定の取消し等の公示 (第37条の11)</p> <p>4 介護支援専門員の研修に関すること。</p> <p>5 介護員養成研修事業の指定に関すること。</p> |
|--|--|

	<p>施設の指定の取消し等及び公示 (第114条、第115条)</p> <p>(29) 指定介護予防サービス事業者の指定 (第115条の2)</p> <p>(30) 指定介護予防サービス事業者に対する勧告及び命令等 (第115条の7)</p> <p>(31) 指定介護予防サービス事業者の指定の取消し等及び公示 (第115条の8、第115条の9)</p> <p>(32) 介護サービス事業者に対する報告の命令等 (第115条の29)</p> <p>(33) 指定居宅サービス事業者等の指定等の取消し又は効力の停止 (第115条の29)</p> <p>(34) 指定調査機関の指定 (第115条の30)</p> <p>(35) 指定調査機関に対する報告の命令等 (第115条の34)</p> <p>(36) 指定調査機関の業務の休廃止等の許可 (第115条の35)</p> <p>(37) 指定情報公表センターの指定 (第115条の36)</p> <p>(38) 指定情報公表センターに対する報告の命令等 (第115条の36)</p> <p>6 介護保険法施行令 (平成10年政令第412号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 介護員養成研修事業者の指定 (第3条)</p> <p>(2) 福祉用具専門相談員指定講習を行う者の指定 (第3条の2)</p> <p>(3) 介護支援専門員実務研修受講試験事務を実施する法人の指定の取消し (第35条の9第2項)</p> <p>(4) 介護支援専門員実務研修及び更新研修実施機関の指定の取消し (第35条の10第2項)</p> <p>(5) 調査員名簿からの調査員の消除 (第37条の7第3項)</p> <p>(6) 調査員養成研修を行う者の指定 (第37条の7第4項)</p> <p>(7) 調査員養成研修を行う者の指定の取消し (第37条の7第5項)</p> <p>(8) 指定調査機関の指定の取消し (第37条の10第1項)</p> <p>(9) 指定情報公表センターの指定の取消し (第37条の11)</p>	<p>6 福祉用具専門相談員指定講習の指定に関する事。</p> <p>7 認知症介護実践者等研修に関する事。</p> <p>8 地域密着型サービスの事業所に係る外部評価機関に関する事。</p>
<p>別表第2福祉保健部の表健康づくり推進課の項局長専決事項の欄3を次のように改める。</p> <p>3 高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80</p>	<p>号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 障害認定に係る和歌山県後期高齢者医療広域連合長からの協議 (第50条第2項)</p>	

別表第2福祉保健部の表健康づくり推進課の項局長専決事項の欄中5を削り、4を5とし、3の次に次のように加える。

4 後期高齢者医療に係る国庫負担金及び補助金の交付決定に関すること。

別表第2福祉保健部の表健康づくり推進課の項課長専決事項の欄2を次のように改める。

2 高齢者の医療の確保に関する法律に関する次のこと。

- (1) 条例の制定及び改廃の協議 (第13条第2項)
- (2) 和歌山県後期高齢者医療広域連合又は市町村に対す

る必要な助言等の実施に関すること (第133条第1項)

別表第2福祉保健部の表健康づくり推進課の項課長専決事項の欄に次のように加える。

5 国民健康保険及び後期高齢者医療制度に関する柔道整復師の受領委任取扱いの登録及び承諾に関すること。

別表第2福祉保健部の表健康対策課の項課名の欄中「健康対策課」を「難病・感染症対策課」に改める。

別表第2商工観光労働部の表商工観光労働総務課の項を次のように改める。

商 工 観 光 労 働 総 務 課	<p>1 計量法 (平成4年法律第51号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 指定定期検査機関の指定 (第20条)</p> <p>(2) 定期検査の実施の公示 (第21条)</p> <p>(3) 指定計量証明検査機関の指定 (第117条)</p> <p>2 和歌山県営自転車競走実施規則 (昭和37年和歌山県規則第72号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 場外車券売場開設に係る開催執務員の内申 (第7条)</p> <p>3 貸金業法 (昭和58年法律第32号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 貸金業の登録 (第3条)</p> <p>(2) 貸金業の登録の拒否 (第6条)</p> <p>(3) 貸金業者に対する業務改善命令 (第24条の6の3)</p> <p>(4) 貸金業者に対する監督上の処分 (第24条の6の4)</p> <p>(5) 貸金業の登録の取消し、抹消及び公告 (第24条の6の5、第24条の6の6、第24条の6の7、第24条の6の8)</p>	<p>1 計量法に関すること。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 指定定期検査機関の指定 (第20条)</p> <p>(2) 定期検査の実施の告示 (第21条)</p> <p>(3) 指定計量証明検査機関の指定 (第117条)</p> <p>2 貸金業法に関する次のこと。</p> <p>(1) 貸金業の登録変更 (第8条)</p> <p>(2) 貸金業の廃業等 (第10条)</p> <p>(3) 貸金業者に対する報告の徴収及び立入検査 (第24条の6の10)</p> <p>(4) 貸金業協会の会員でない貸金業者の社内規則に関すること (第24条の6の11)</p> <p>3 貸金業の登録に係る調査に関すること。</p>
---	--	--

別表第2商工観光労働部の表商工振興課の項及び産業支援課の項を次のように改める。

商 工 振 興 課	<p>1 小売商業調整特別措置法 (昭和34年法律第155号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 大企業者の事業開始等の調査及び通知 (第14条の2第2項)</p> <p>2 大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 大規模小売店舗の新設に関する届出等 (第5条第3項)</p> <p>(2) 変更の届出 (第6条第3項、第6項)</p> <p>(3) 説明会の開催等 (第7条第3項)</p> <p>(4) 都道府県の意見等 (第8条第1項、第3項、第4項、第6項、第8項)</p> <p>(5) 都道府県の勧告等 (第9条第1項、第3項、第5項、第7項)</p> <p>(6) 関係行政機関の協力 (</p>	<p>1 中小企業等協同組合法に関する次のこと。</p> <p>(1) 役員変更の届出の受理 (第35条の2)</p> <p>(2) 決算関係書類の受理 (第105条の2)</p> <p>2 中小企業団体の組織に関する法律 (昭和32年法律第185号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 役員変更の届出の受理 (第5条の23第3項、第47条第2項)</p> <p>(2) 決算関係書類の受理 (第5条の23第6項、第71条)</p> <p>3 小規模事業経営支援事業費補助事業に関する次のこと。</p> <p>(1) 補助対象職員の設置又は変更の承認</p> <p>(2) 補助対象職員の資格の承認</p> <p>(3) 備品購入の承認</p> <p>(4) 補助対象職員の義務研</p>
-----------------------	---	--

<p>第12条) (7) 報告の徴収 (第14条第1項、第2項) 3 商工会議所法 (昭和28年法律第143号) に関する次のこと。 (1) 商工会議所が定める特定商工業者の基準の許可 (第7条第2項第1号、第2号) (2) 商工会議所が成立の日から特定商工業者に関する法定台帳を作成するまでに1年以上の期間を要する場合の期間の延長の許可 (第10条第2項) (3) 特定商工業者に対する負担金の賦課の許可 (第12条第1項) (4) 商工会議所の定款変更の認可 (第46条第2項) (5) 業務に関する報告の徴収及び立入検査 (第58条第1項) 4 中小企業等協同組合法 (昭和24年法律第181号) に関する次のこと。 (1) 共済規程変更又は廃止の認可 (第9条の6の2第4項) (2) 役員変更の届出の受理 (和歌山県中小企業団体中央会に限る。) (第35条の2) (3) 臨時総会の招集の承認 (第48条) (4) 定款変更の認可 (第51条第2項、第82条の10第4項) (5) 火災共済規程変更の認可 (第57条の2) (6) 共済事業を行う組合等の余裕金運用の承認 (第57条の5) (7) 不服の申出 (第104条第2項) (8) 検査の請求等 (第105条、第105条の3、第105条の4、第106条の2) (9) 決算関係書類の受理 (和歌山県中小企業団体中央会に限る。) (第105条の2) 5 中小企業団体の組織に関する法律 (昭和32年法律第185号) に関する次のこと。 (1) 臨時総会の招集の承認 (第5条の23第3項、第47条第2項) (2) 定款の変更の認可 (第5条の23第3項、第47条第2項) (3) 商工組合の事業の利用の特例の認可 (第17条の2) 6 組織化指導費補助事業に関する次のこと。 (1) 事業の内容又は経費の配分の変更の承認</p>	<p>修の承認 (5) 商工会等地区内小規模事業者数の承認 4 割賦販売法 (昭和36年法律第159号) に関する次のこと。 (1) 立入検査等 (第44条) 5 家庭用品品質表示法 (昭和37年法律第104号) に関する次のこと。 (1) 報告及び立入検査等 (第19条第1項) 6 消費生活用製品安全法 (昭和48年法律第31号) に関する次のこと。 (1) 立入検査等 (第84条第1項) 7 商工会法に関する次のこと。 (1) 決算関係書類の受理 (第49条、第58条第5項) 8 中小企業融資制度の認定に関すること。 9 信用保証協会法 (昭和28年法律第196号) に関する次のこと。 (1) 業務方法書の変更の認可 (第33条) 10 小規模企業者等設備導入資金助成法施行令 (平成12年法律第152号) に関する次のこと。 (1) 対象企業の承認 (第1条第2項) 11 小規模企業者等設備導入資金助成法施行規則 (平成12年通商産業省令第74号) に関する次のこと。 (1) 事業計画及び収支予算の承認 (第1条第1項第6号) (2) 業務方法書の承認 (第2条第1項第6号) 12 和歌山県小規模企業者等設備導入資金貸付規則 (平成12年和歌山県規則第91号) に関する次のこと。 (1) 貸付決定の変更 (第8条第2項) (2) 期限前償還の請求 (第10条第1項) (3) 線上償還の請求 (第11条第2項) (4) 災害等による設備滅失の場合の償還免除 (第12条) (5) 事前計画の是正命令 (第15条) (6) 設置完了期限の延長承認 (第16条) (7) 貸付金償還の請求 (第17条) (8) 質権の設定</p>
---	--

		<p>(2) 指導員又は職員の変更の承認</p> <p>(3) 取得財産の処分の承認</p> <p>(4) 指導員の長期欠勤に対する必要な指示</p> <p>(5) 指導員の年齢制限の適用除外の承認</p> <p>(6) 備品購入の承認</p> <p>(7) 指導員の研修会への出席の指示又は承認</p> <p>(8) 補助金の額の確定</p> <p>7 小規模事業経営支援事業費補助事業に関する次のこと。</p> <p>(1) 取得財産の処分の承認</p> <p>(2) 補助対象職員の年齢制限の適用除外の承認</p> <p>(3) 補助金の額の確定</p> <p>8 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に関する次のこと。</p> <p>(1) 役員変更の届出の受理（和歌山県商店街振興組合連合会に係るものに限る。）（第45条）</p> <p>(2) 商店街振興組合の定款の変更の認可（和歌山県商店街振興組合連合会に係るものに限る。）（第62条第2項）</p> <p>(3) 決算関係書類の受理（和歌山県商店街振興組合連合会に係るものに限る。）（第82条）</p> <p>9 商工会法（昭和35年法律第89号）に関する次のこと。</p> <p>(1) 総会及び総代会の招集の承認（第42条第5項、第48条第5項、第58条第4項）</p> <p>(2) 定款変更の認可（第44条第2項、第58条第4項）</p> <p>(3) 業務に関する報告の徴収及び立入検査（第50条第1項、第58条第5項）</p> <p>(4) 解散の届出の受理（第52条第2項、第58条第6項）</p> <p>(5) 清算人の選任（第53条、第58条第6項）</p> <p>(6) 財産処分の方法の認可（第54条第1項及び第2項、第58条第6項）</p> <p>(7) 清算終了の届出の受理（第55条、第58条第6項）</p>		
<p>産業振興課</p>	<p>1 中小企業経営革新支援法（平成11年法律第18号）に関する次のこと。</p> <p>(1) 経営革新計画の承認等（第4条第3項、第5条第2項）</p> <p>2 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成7年法律第47号）に関する次のこと。</p> <p>(1) 研究開発等事業計画の認定等（第4条第3項、第5条第2項、第3項）</p> <p>3 産業活力再生特別措置法</p>	<p>1 中小企業経営革新支援法に関する次のこと。</p> <p>(1) 承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を行う中小企業への調査、指導及び助言（第15条第1項、第2項、第3項）</p> <p>(2) 承認経営革新計画の実施状況に係る報告の徴収（第16条）</p> <p>2 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に関する次のこと。</p> <p>(1) 特定中小企業者の認定</p>	<p>1 展示会及び見本市等の開催に関すること。</p>	

<p>(平成11年法律第131号)に 関する次のこと。 (1) 経営資源活用新事業計 画の認定(第22条第3項、 第23条第1項、第23条第2 項)</p>	<p>(第10条第1項)</p>
--	------------------

別表第2商工観光労働部の表労働企画課の項を次のように改める。

<p>労働 政策 課</p>	<p>1 労働関係調整法(昭和21 年法律第25号)に関する次 のこと。 (1) 公益事業に関する事件 又は公益に著しい障害を 及ぼす事件についての労 働委員会に対する調停の 請求(第18条第1項第5号)</p> <p>2 労働関係調整法施行令(昭 和21年勅令第478号)に 関する次のこと。 (1) 公益事業の争議行為予 告通知の公表(第10条の4 第4項)</p> <p>3 労働組合法(昭和24年法 律第174号)に関する次の こと。 (1) 労働協約の地域的一般 的拘束力の決定(第18条 第1項)</p> <p>4 職業能力開発促進法(昭 和44年法律第64号)に関す る次のこと。 (1) 職業訓練指導員免許証 の交付(第28条第3項) (2) 技能検定試験の実施(第 46条第2項) (3) 技能検定合格証書の交 付(第49条) (4) 和歌山県職業能力開発 協会役員選任の許可(第9 0条)</p> <p>5 地域職業訓練センター運 営再委託契約の承認に関す ること。</p> <p>6 和歌山県訓練手当支給規 則(昭和42年和歌山県規則 第64号)に関する次のこと。 (1) 訓練手当受給資格認定 書の認定(第11条第2項)</p> <p>7 中小企業における労働力 確保及び良好な雇用の機会 の創出のための雇用管理の 改善の促進に関する法律(平 成3年法律第57号)に関 する次のこと。 (1) 改善計画の認定(第4 条) (2) 改善計画の変更等(第 5条) (3) 委託募集の特例等(第 13条) (4) 実施状況報告の徴収(第 17条)</p> <p>8 介護労働者の雇用管理に 関する法律(平成4年法律第 63号)に関する次のこと。 (1) 改善計画の認定(第8</p>
------------------------	--

	条) (2) 改善計画の変更等 (第9条) (3) 実施状況報告の徴取 (第12条)	
--	--	--

別表第2商工観光労働部の表雇用推進課の項及び別表第2
 農林水産部の表新ふるさと推進課の項を削り、同表農村計
 画課の項を次のように改める。

農業 農村 整備 課	1 土地改良法 (昭和24年法律第195号) に関する次のこと。 (1) 土地改良区の定款の変更公告 (第30条第3項) (2) 土地改良区の土地改良事業の変更認可及び公告等 (第48条) (3) 換地計画の認可及び公告 (第52条、第52条の2) (4) 換地計画の変更認可及び公告 (第53条の4) (5) 換地処分完了公告 (第54条) (6) 土地改良区管理規程の認可 (第57条の2) (7) 換地計画の決定及び公告等 (第89条の2) (8) 農業協同組合等の土地改良事業の認可及び変更認可並びに公告 (第95条、第95条の2) (9) 市町村の土地改良事業の同意及び変更同意並びに公告 (第96条の2、第96条の3) (10) 土地改良事業の工事完了の公告 (第113条の2) 2 農林漁業金融公庫資金の貸付認定及びしゅん功認定等に関すること。 3 土地改良区の区債の借入認可に関すること。 4 海岸法 (昭和31年法律第101号) に関する次のこと。 (1) 主務大臣の直轄工事に対する意見 (第6条第1項) (2) 海岸保全区域における行為の許可 (1件3,000立方メートル未満の土石採取に係るものを除く。) (第8条) (3) 国等が行う事業についての協議 (海岸保全区域における行為に係るものに限る。) (第10条第2項) (4) 海岸管理者以外の者の施行する工事の承認及び協議 (維持修繕に係るものを除く。) (第13条) (5) 海岸保全施設に係る工事原因者に対する工事施行命令 (第16条第1項) 5 地すべり等防止法 (昭和33年法律第30号) に関する次のこと。 (1) 地すべり防止区域の指定及び廃止についての意	1 土地改良法に関する次のこと。 (1) 土地改良区の役員の就任及び退任の公告 (第18条第17項) 2 県営土地改良事業 (ため池等整備事業を除く。) 施行認可申請に伴う専門技術者に対する調査委嘱に関すること。 3 海岸法に関する次のこと。 (1) 海岸保全区域台帳の調製 (第24条) 4 地すべり等防止法に関する次のこと。 (1) 兼用工作物の工事の施行の協議 (第13条) (2) 地すべり防止に関する調査等のための立入り又は使用 (第16条第1項) (3) 国又は地方公共団体との協議 (第20条第2項) (4) 監督処分又は措置命令 (第21条第1項) (5) 地すべり防止区域台帳の調製 (第26条)
---------------------	--	---

	<p>見 (第3条)</p> <p>(2) 地すべり防止工事基本計画の作成及び変更 (第9条)</p> <p>(3) 主務大臣又は知事以外の者が施行する工事の承認 (第11条第1項、第3項)</p> <p>(4) 地すべり防止区域内での行為の許可 (第18条)</p> <p>(5) 監督処分又は措置命令 (第21条第2項)</p> <p>(6) 立退の指示 (第25条)</p> <p>6 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 (昭和26年法律第97号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 市町村の災害復旧事業費の負担金の額の算定、交付及び還付並びに成功認定 (第13条第1項)</p>	
--	--	--

別表第2農林水産部の表農地整備課の項を削り、同表エコ | 農業推進室の項を次のように改める。

農業環境保全室	<p>1 肥料取締法 (昭和25年法律第127号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 肥料の登録、登録証の交付及び公告 (第7条、第10条、第16条)</p> <p>(2) 肥料検査員の任命 (第30条)</p> <p>2 地力増進法 (昭和59年法律第34号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 地力増進地域の指定及び公表 (第4条)</p> <p>(2) 地力増進対策指針の策定及び公表 (第6条)</p> <p>3 土づくり対策補助事業計画の承認に関すること。</p>	<p>1 肥料取締法に関する次のこと。</p> <p>(1) 肥料の登録の更新公告、変更公告及び失効公告 (第16条)</p> <p>2 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に関する次のこと。</p> <p>(1) 狩猟免許試験の実施及び公示 (第41条)</p> <p>(2) 狩猟免状の交付 (新規に狩猟免状を交付するものに限る。) (第43条)</p> <p>(3) 狩猟免許更新適性検査の公示 (第51条)</p> <p>(4) 狩猟者登録の実施 (県外に住所を有する者からの申請に限る。) (第57条)</p> <p>(5) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可 (農林水産業に係る被害の防止を目的とするものであって、捕獲等又は採取等の区域が2以上の振興局の所管区域にまたがるものに限る。) (第9条)</p>
---------	---	--

別表第2農林水産部の表経営支援課の項及び林業振興課 | の項を次のように改める。

経営支援課	<p>1 農業協同組合法 (昭和22年法律第132号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 農業協同組合及び農業協同組合連合会 (以下この項において「組合」という。) の信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程及び農業経営規程の制定及び廃止の承認並びに承認の取消し (第11条第1項及び第3項、第11条の7第1</p>	<p>1 農業倉庫業法 (大正6年法律第15号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 農業倉庫業の認可 (第6条)</p> <p>(2) 農業倉庫業者業務規程の変更の認可 (第13条)</p> <p>(3) 報告の徴収又は業務の検査及び命令等 (第16条)</p> <p>(4) 農業倉庫業務の停止命令又は認可の取消し (第17条)</p> <p>2 農業協同組合法に関する</p>
-------	--	--

項及び第3項、第11条の2
3第1項及び第3項、第11
条の29第1項及び第3項、
第11条の32第1項及び第3
項、第95条第3項)

(2) 組合、農事組合法人の
業務、会計等に関する監
督上必要な措置命令及び
違法行為に対する措置命
令(第94条の2、第95条第
1項)

(3) 組合(農業協同組合法
第10条第1項第3号に規定
する事業を行う組合を除
く。)又は農事組合法人
に対する解散命令(第95
条の2)

2 農業災害補償法(昭和22
年法律第185号)に関する
次のこと。

(1) 当然加入基準の設定(第
16条第1項)

(2) 農業共済組合等に対す
る監督上必要な措置命令
等(解散命令を除く。)
(第142の5、第142条の6)

(3) 農業共済組合の議決、
選挙又は当選の取消し(第
142条の7)

3 農業災害補償法施行令(昭
和22年政令第299号)に
関する次のこと。

(1) 当然加入基準の公示(第
1条の5第2項)

4 天災による被害農林漁業
者に対する資金の融通に関
する暫定措置法に基づく規
則(昭和33年和歌山県規則
第67号)に関する次のこと。

(1) 融資予定額の内示(第
4条第2項)

5 経営支援課が所管する制
度融資に関する次のこと。

(1) 利子補給承認及び承認
の変更、取消し

(2) 貸付適格の認定及び認
定の取消し

(3) 政府貸付金に係る申請
及び実績報告

(4) 規則、要綱に基づく貸
付金利及び利子補給率の
決定

6 経営構造対策に係る事業
計画の承認に関すること。

7 青年等の就農促進のため
の貸付け等に関する特別措
置法(平成7年法律第2号)
に関する次のこと。

(1) 就農促進方針の策定、
変更及び公表(第3条)

(2) 就農計画の認定(第4
条)

8 農業経営基盤強化促進法
(昭和55年法律第65号)に
関する次のこと。

(1) 農業経営基盤強化促進
基本方針の公表(第5条第
6項)

次のこと。

(1) 組合の信用事業規程、
共済規程、信託規程、宅
地等供給事業実施規程及
び農業経営規程の変更の
承認(第11条第3項、第11
条の7第3項、第11条の23
第3項、第11条の29第3項、
第11条の32第3項)

(2) 組合の定款変更の認可
(第44条第2項)

(3) 組合、農事組合法人及
び農業協同組合中央会の
業務内容に関する報告の
徴収(第93条)

(4) 組合、農事組合法人及
び農業協同組合中央会の
業務又は会計の状況の検
査(第94条)

3 農業災害補償法に関する
次のこと。

(1) 農業共済組合の定款又
は共済規程の変更の認可
(第43条第2項)

(2) 農作物に係る共済関係
の不存在の認定(第104条
の3第2項)

(3) 農作物共済、家畜共済、
果樹共済及び園芸施設共
済危険段階基準共済掛金
率設定の認可(第107条第
4項、第115条第4項、第12
0条の7第5項、第9項、第1
20条の23第3項)

(4) 農業共済組合等からの
業務又は会計に関する報
告の徴収及び検査(第142
条の2、第142条の4)

4 農業災害補償法施行令に
関する次のこと。

(1) 農業共済組合の事務費
の賦課承認(第2条の4第1
項)

5 天災による被害農林漁業
者等に対する資金の融通に
関する暫定措置法に基づく
規則に関する次のこと。

(1) 融資機関に対する融資
状況の検査及び報告書の
徴収等(第7条)

6 経営支援課が所管する制
度融資に関する次のこと。

(1) 必要な報告の徴収及び
帳簿等の検査

7 農業改良資金助成法に関
する次のこと。

(1) 農業改良資金の一時償
還の請求(第9条)

8 農業信用保証保険法(昭
和36年法律第204号)に関
する次のこと。

(1) 和歌山県農業信用基金
協会の業務又は財産状況
の報告の徴収(第55条)

(2) 和歌山県農業信用基金
協会の業務及び会計の検
査(第56条第2項、第3項)

9 農林漁業金融公庫資金融

		<p>(2) 市町村農業経営基盤強化基本構想の同意 (第6条第6項)</p> <p>(3) 農地保有合理化事業規程の承認 (第7条第1項)</p>	<p>通事業に対する技術的診断、工事進捗状況調査その他必要事項の受託の決定に関すること。</p> <p>10 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法に関する次のこと。</p> <p>(1) 業務に関する報告 (第15条第1項)</p>	
<p>林業振興課</p>		<p>1 森林法に関する次のこと。</p> <p>(1) 地域森林計画の変更 (基本方針の変更を除く。) (第5条の4)</p> <p>(2) 市町村森林整備計画の協議 (第10条の5)</p> <p>2 森林組合法 (昭和53年法律第36号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 森林組合及び生産森林組合の解散の認可 (第83条)</p> <p>(2) 森林組合及び生産森林組合の合併の認可 (第84条)</p> <p>(3) 森林組合及び生産森林組合の清算人の選任 (第88条)</p> <p>(4) 森林組合及び生産森林組合の業務又は会計の法令等の違反に対する措置 (第113条第1項)</p> <p>(5) 森林組合又は生産森林組合が行った議決、選挙及び当選の取消し並びに専用契約の取消し (第115条、第116条)</p> <p>3 林業・木材産業改善資金助成法 (昭和51年法律第42号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 貸付金の全部又は一部の償還請求 (第9条)</p> <p>4 林業労働力対策に関する次のこと。</p> <p>(1) 改善計画の認定 (第5条)</p> <p>(2) 改善計画の変更認定及び認定の取消し (第6条)</p> <p>5 和歌山県木材振興対策関係事業計画の承認に関すること。</p> <p>6 木材産業緊急計画等実施計画の承認に関すること。</p> <p>7 林業普及指導事業に関する次のこと。</p> <p>(1) 林業普及指導実施方針の策定</p> <p>(2) 年度別林業普及事業実施計画の策定</p> <p>(3) 林業普及指導員の任免</p> <p>8 森林審議会に関すること。</p> <p>9 農林漁業金融公庫林業関係資金の竣工認定、意見書及び貸付対象事業調書に関すること (公有林、わかやま森林と緑の公社が経営す</p>	<p>1 森林法に関する次のこと。</p> <p>(1) 数都道府県にわたる森林施業計画に関する意見 (第19条)</p> <p>2 森林組合法に関する次のこと。</p> <p>(1) 共済規程の変更及び廃止の承認 (第19条第3項)</p> <p>3 林業・木材産業改善資金助成法に関する次のこと。</p> <p>(1) 償還金の支払の猶予 (第10条)</p> <p>4 林業・木材産業改善資金貸付けに係る譲渡担保及び抵当権の契約に関すること。</p> <p>5 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法 (昭和54年法律第51号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 林業経営改善計画の認定 (第3条)</p> <p>(2) 合理化計画の認定 (第4条)</p> <p>6 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令 (昭和54年政令第205号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 林業経営改善計画の変更認定及び認定の取消し (第1条)</p> <p>(2) 合理化計画の変更認定及び認定の取消し (第4条)</p> <p>7 森林基本図あい焼図作成業務の委託契約に関すること。</p> <p>8 森林基本図の複製承認に関すること。</p> <p>9 林業信用基金相談員の推薦に関すること。</p> <p>10 紀の国森づくり基金に関すること。</p>	

	る造林及び振興局の区域をまたがる造林に係る林業基盤(造林)資金に限る。) 10 森林整備地域活動支援市町村推進事業実施計画の承認に関する事 11 グリーンワーカーの認定に関する事
--	---

別表第2農林水産部の表森林整備課の項局長専決事項の欄中16を17とし、15を16とし、14を15とし、13の次に次のように加える。

- 14 県土防災対策治山事業に関する次のこと。
- (1) 県営県土防災対策治山事業の事業計画の承認に関する事
 - (2) 県土防災対策治山事業補助金交付要綱のうち事業計画の承認に関する事。(第5条)

別表第2農林水産部の表森林整備課の項課長専決事項の欄

に次のように加える。

- 17 森林環境高度担い手づくり事業に関する次のこと。
- (1) 労働安全衛生法に基づく資格講習に関する委託契約及び検査に関する事
 - (2) 県下に広く技術を伝える指導員を育成する研修に関する委託契約及び検査に関する事

別表第2農林水産部の表山村振興課の項を次のように改める。

山村整備課	1 山村等振興対策関係事業の計画認定及び変更承認に関する事 2 森林・林業・木材産業づくり交付金事業の計画変更の承認に関する事 3 特用林産振興対策関係事業の事業計画の認定に関する事 4 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和41年法律第126号)に関する次のこと。 (1) 入会林野整備計画の適否の審査及び公告(第6条) (2) 入会林野整備計画の認可及び公告(第11条) 5 農林漁業経営改善資金の認定目標額の配分に関する事 6 林道等整備事業補助金交付要綱に関する次のこと。 (1) 事業計画の承認及び内定(第5条) (2) 申請事項の変更承認(第7条第1号) (3) 取得財産の処分の承認(第7条第4号) 7 農林水産施設災害復旧事業補助金交付要綱に関する次のこと。 (1) 事業計画の承認及び内定(第5条) (2) 申請事項の変更承認(第9条) 8 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)に関する次のこと。 (1) 農林業等活性化基盤整備計画の協議(第4条第6項) 9 特定農山村総合支援事業実施市町村の指定に関する事	1 森林・林業・木材産業づくり交付金に係る標準単価の決定に関する事
-------	--	-----------------------------------

	こと。 10 林道網整備計画の策定に関すること。 11 補助林道事業の路線別実施計画の策定に関すること。 12 林道施設災害復旧事業残事業の調査に関すること。	
--	--	--

別表第2農林水産部の表の備考中「エコ農業推進室」を「農業環境保全室」に改め、別表第2県土整備部の表事業進行課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

2 道路法（昭和27年法律第180号）に関する次のこと。

(1) 国有財産の貸付け又は譲与（第90条第2項）

3 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）に関する

次のこと。

(1) 国有財産の貸付け（第51条第8項）

4 国土交通省所管国有財産の用途廃止及び引継ぎ

別表第2県土整備部の表生活排水課の項を削り、同表下水道課の項及び都市政策課の項を次のように改める。

下水道課	1 下水道法（昭和33年法律第79号）に関する次のこと。 (1) 事業計画の変更（第4条） (2) 流域関連公共下水道管理者に対する原因調査の要請等（第15条、第25条の8第1項） (3) 流域下水道管理者以外の者の行う工事の承認（第16条、第25条の10） (4) 流域下水道に関する兼用工作物の工事及び費用の協議（第17条、第25条の10） (5) 流域下水道に係る損傷負担金の徴収（第18条、第25条の10） (6) 流域下水道の使用制限（第25条の7） (7) 特定事業場から排出される下水に対する改善命令（第37条の2） 2 都市計画法に関する次のこと。 (1) 下水道事業の認可等の告示（第62条第1項） (2) 下水道事業計画の変更（第63条） 3 他の地方公共団体、公社、公団、国、鉄道事業者、NTT等との委託又は受託事業の協定（協定金額5億円以上のものを除く。）に関すること。 4 和歌山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年和歌山県条例第33号）に関する次のこと。 (1) 浄化槽保守点検業者の登録（第2条第1項） (2) 浄化槽保守点検業者の登録の拒否（第5条第1項、第5条の2第2項、第6条第4項）	1 下水道法に関する次のこと。 (1) 流域下水道に関する調査等のための他人の土地への立入り又は一時使用の決定（第32条第1項） 2 浄化槽法（昭和58年法律第43号）に関する次のこと。 (1) 市町村長の浄化槽保守点検業者に関する申出の受理（第48条第4項） (2) 浄化槽管理者等に対する報告徴収（第53条第1項） (3) 浄化槽管理者等に対する立入検査（第53条第2項） 3 和歌山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年和歌山県条例第33号）に関する次のこと。 (1) 浄化槽保守点検業者の更新の登録（第2条第3項） (2) 浄化槽保守点検業者の営業区域変更の登録（第5条の2） (3) 浄化槽保守点検業者の変更届の受理（第6条） (4) 浄化槽保守点検業廃業等の届出の受理（第7条） (5) 浄化槽保守点検業者に対する助言、指導又は勧告（第13条第1項） (6) 浄化槽保守点検業者に対する報告徴収及び立入検査（第13条第2項）
都市政	1 建築基準法（昭和25年法律第201号）に関する次のこと。 (1) 仮使用の承認（第7条	1 建築基準法に関する次のこと。 (1) 仮使用の承認（第7条

策
課

- (1) 重要文化財等の再現の認可 (第3条第1項)
- (2) 建築主事の任命 (第4条第6項)
- (3) 建築物に関する中間検査の工程の指定 (第7条の3第1項)
- (4) 違反建築物に対する措置の予告 (第9条第2項)
- (5) 公開聴聞の開催の公告 (第9条第4項、第5項)
- (6) 違反建築物に対する使用禁止及び使用制限の仮命令 (第9条第7項)
- (7) 保安上危険又は衛生上有害である建築物に対する措置命令 (第10条)
- (8) 公益上著しく支障がある建築物に対する措置命令 (第11条)
- (9) 市町村長への助言、援助及び勧告 (第14条)
- (10) 特定行政庁に対する監督 (第17条第2項)
- (11) 構造計算適合性判定期間の指定 (第18条の2第1項)
- (12) 建築物の屋根を不燃材料で作り又はふかなければならない区域の指定 (第22条第1項)
- (13) 道路内の建築許可及び建築審査会への諮問 (第44条)
- (14) 私道の変更又は廃止の禁止又は制限 (第45条)
- (15) 壁面線の指定、建築審査会への諮問及び公告 (第46条)
- (16) 壁面線を超える建築許可及び建築審査会への諮問 (第47条)
- (17) 用途地域内の建築許可、建築審査会への諮問及び公告 (第48条)
- (18) 卸売市場等特殊建築物の建築位置の許可 (第51条)
- (19) 容積率超過の許可及び建築審査会への諮問 (第52条)
- (20) 第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域内における高さの限度を越える建築物の許可及び建築審査会への諮問 (第55条)
- (21) 日影による中高層建築物の高さの制限を受ける建築許可及び建築審査会への諮問 (第56条の2)
- (22) 総合設計制度に係る建築許可及び建築審査会への諮問 (第59条の2)
- (23) 建築協定の認可及び公告 (第73条、第74条)
- (24) 建築協定の廃止の認可及び公告 (第76条)
- の6)
- (2) 違反建築物に対する施工停止命令等 (第9条第10項)
- (3) 特殊建築物の定期報告の受理 (第12条第1項、第3項)
- (4) 事業計画のある道路の指定 (第42条第1項第4号)
- (5) 道路位置の指定 (第42条第1項第5号)
- (6) 仮設建築物の存続及び建築許可 (第85条)
- (7) 1団地内に2以上の構えをなす建築物の認定及び公告 (第86条第1項、第2項)
- (8) 同一敷地内の認定建築物以外の建築物の承認及び公告 (第86条の2第1項)
- 2 建築士法に関する次のこと。
 - (1) 2級建築士又は木造建築士免許の再交付 (第5条第2項)
 - (2) 2級建築士又は木造建築士の住所等の届出の受理 (第5条の2)
 - (3) 建築事務所の登録 (第23条の3)
 - (4) 建築事務所登録の変更、廃業等の届出の受理 (第23条の5、第23条の7)
 - (5) 建築事務所に係る設計等の業務に関する報告書の受理 (第23条の6)
 - (6) 建築事務所登録の抹消 (第23条の8)
- 3 独立行政法人住宅金融支援機構法 (平成17年法律第82号) の規定に基づく融資住宅の審査等に関すること。
- 4 宅地造成等規制法に関する次のこと。
 - (1) 10,000平方メートル未満の工事の許可又は協議 (第8条、第11条)
 - (2) 工事の変更許可 (第12条)
 - (3) 工事完了検査証の交付 (第13条)
- 5 都市計画法に関する次のこと。
 - (1) 10,000平方メートル未満の開発行為の許可又は協議 (第29条、第34条の2)
 - (2) 開発許可工事の変更の許可 (第35条の2第1項)
 - (3) 開発許可工事の変更届の受理 (第35条の2第3項)
 - (4) 工事完了検査済証の交付及び公告 (第36条第2項、第3項)
 - (5) 開発許可を受けた開発区域の建築制限の緩和 (第37条)
 - (6) 建築物の敷地面積に対する建築面積の割合等の

- (25) 1団地内に2以上の構えをなす建築物の総合設計制度に係る建築許可及び建築審査会への諮問 (第86条第3項、第4項)
- (26) 同一敷地内認定建築物以外の建築物に係る建築許可及び建築審査会への諮問 (第86条の2第2項)
- (27) 同一敷地内許可建築物以外の建築物に係る建築許可及び建築審査会への諮問 (第86条の2第3項)
- (28) 敷地と道路の接道に関する建築許可及び建築審査会への諮問 (第43条)
- 2 建築士法 (昭和25年法律第202号) に関する次のこと。
 - (1) 2級建築士又は木造建築士免許の登録及び免許証の交付 (第5条第1項、第2項)
 - (2) 2級建築士又は木造建築士免許の取消し (第9条)
 - (3) 2級建築士又は木造建築士の懲戒処分及び建築士審査会への諮問 (第10条)
 - (4) 2級及び木造建築士試験に係る県指定試験機関の役員の選任及び解任の認可 (第15条の5第1項、第15条の17第5項)
 - (5) 2級及び木造建築士試験事務規程の変更の認可 (第15条の8第1項、第15条の17第5項)
 - (6) 2級及び木造建築士試験に係る県指定試験機関の事業計画等の認可等 (第15条の9、第15条の17第5項)
 - (7) 建築士事務所の登録の取消し及び閉鎖命令 (第26条)
 - (8) 2級及び木造建築士試験の合格者の決定 (第13条)
- 3 宅地造成等規制法 (昭和36年法律第191号) に関する次のこと。
 - (1) 10,000平方メートル以上50,000平方メートル未満の工事の許可又は協議 (第8条、第11条)
- 4 都市計画法に関する次のこと。
 - (1) 都市計画区域に係る都市計画 (都市計画法施行令 (昭和44年政令第158号) 第13条及び第15条で定める簡易なものに限る。) の決定 (変更を含む。) に関すること。 (第18条第3項、第21条第2項)
 - (2) 都市計画区域について都市計画を決定しようとするときの協議及び同意指定及び建築物の建ぺい率等の指定並びに建築物の敷地、構造及び設備に関する制限が定められた土地の区域における建築物の建築の許可 (第41条)
 - (7) 予定建築物等以外の建築物等の建築等の許可 (第42条第1項)
 - (8) 地位の承継の承認 (第45条)
 - (9) 報告、勧告、助言 (第80条)
- 6 租税特別措置法 (昭和32年法律第26号) に関する次のこと。
 - (1) 優良宅地の認定 (第28条の4第3項第5号イ、第63条第3項第5号イ)
 - (2) 優良住宅の認定 (第28条の4第3項第6号、第63条第3項第6号)
- 7 独立行政法人住宅金融支援機構業務委託手数料に係る請求書の提出に関すること。
- 8 和歌山県福祉のまちづくり条例に関する次のこと (1) 及び (5) については海南市及び海草郡の区域内の建築物に係るものに限り、及び (2) から (4) までについては海南市及び海草郡の区域外の建築物であって、建築物の高さが20メートル以下で、かつ、階数が3で延べ面積が300平方メートル以下のもの (建築基準法第6条第1項第1号に該当するものを除く。) 又は階数が2以下で延べ面積が1,000平方メートル以下のものに係るものを除く。)。
 - (1) 福祉のまちづくり施設認定証の交付 (第18条第2項)
 - (2) 特定施設の整備基準に適合させることが困難な場合の基準の設定 (第19条第2項)
 - (3) 特定施設の新築等の届出の受理 (第20条第1項、第3項)
 - (4) 特定施設の新築等の届出の勧告 (第20条第2項)
 - (5) 特定施設の新築等の届出に係る整備基準適合への指導、助言及び勧告 (第21条第1項、第2項)
 - (6) 工事の完了検査における特定施設の整備基準適合への勧告 (第24条)
- 9 風致地区内における建築等の規制に関する条例 (昭和45年和歌山県条例第22号) に関する次のこと。
 - (1) 建築物等の新築、改築、増築又は移転の許可及び

- | | |
|---|--|
| <p>に関すること。(第19条第3項)</p> <p>(3) 都市計画を定める場合の管理者協議及び都市計画法施行令第17条で定める者の協議(第23条第6項)</p> <p>(4) 開発規模が10,000平方メートル以上50,000平方メートル未満の開発行為の許可又は協議(第29条、第34条の2)</p> <p>5 和歌山県福祉のまちづくり条例(平成8年和歌山県条例第41号)に関する次のこと。</p> <p>(1) 公共的施設の整備基準適合への要請(第15条)</p> <p>(2) 特定施設の新築等の届出の勧告に従わない場合の公表(第25条)</p> <p>6 被災建築物応急危険度判定制度に関すること。</p> <p>7 エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)に関する次のこと。</p> <p>(1) 特定建築物の届出に係る事項の変更の指示に従わない場合の公表(第75条第3項)</p> <p>(2) 特定建築物の定期報告に関する勧告に関すること。(第75条第5項)</p> <p>8 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に関すること。</p> <p>(1) 分別解体等の実施に関する助言又は勧告(第14条)</p> <p>9 被災宅地危険度判定制度に関すること。</p> <p>10 和歌山県屋外広告物条例施行規則(昭和59年和歌山県規則第85号)に関する次のこと。</p> <p>(1) 屋外広告業登録済証の交付(第17条)</p> <p>11 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)に関する次のこと。</p> <p>(1) 認定建築主等に対する改善命令(第21条)</p> <p>(2) 特定建築物の計画の認定取消し(第22条)</p> <p>12 景観法(平成16年法律第110号)に関する次のこと。</p> <p>(1) 計画提案を踏まえた計画案の作成及び都市計画審議会への付議(第12条、第13条)</p> <p>(2) 計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合の通知及び都市計画審議会への諮問(第14条)</p> <p>(3) 景観協議会の設置(第</p> | <p>協議(第1種又は第2種風致地区内における第5条第1項のただし書を適用するものは除く。)(第2条第1項第1号、第3項)</p> <p>(2) 土地の形質変更、木竹の伐採、土石類の採取、水面の埋立て等のうち面積が3,000平方メートル未満のもの許可及び協議(第1種又は第2種風致地区内においては、1,000平方メートル以上のものは除く。)(第2条第1項第2号から第5号まで、第3項)</p> <p>(3) 建築物等の色彩の変更の許可及び協議(第2条第1項第6号、第3項)</p> <p>(4) 第5条第1項第1号ウ本文の規定を適用する建築物等の新築の許可及び協議(第2条第1項第1号、第3項)</p> <p>(5) 違法建築物に対する工事停止命令等(第6条第1項)</p> <p>10 エネルギーの使用の合理化に関する法律に関する次のこと。</p> <p>(1) 建築物に係る指導及び助言(第74条第1項)</p> <p>(2) 特定建築物に係る届出の受理及び変更の指示(第75条第1項、第2項)</p> <p>(3) 特定建築物の定期報告の受理(第75条第4項)</p> <p>(4) 報告の徴収及び立入検査(第87条第10項)</p> <p>11 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に関する次のこと。</p> <p>(1) 特定建築物に係る報告の徴収及び立入検査(第53条第3項)</p> <p>(2) 特定建築物に係る指導及び助言(第16条第3項)</p> <p>(3) 特定建築物の計画の認定(第17条)</p> <p>(4) 特定建築物の計画の変更認定(第18条)</p> <p>(5) 認定建築物の報告の徴収(第53条第4項)</p> <p>(6) 既存特定建築物の昇降機の特例認定(第23条)</p> <p>12 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)に関する次のこと。</p> <p>(1) 特定建築物に係る指導、助言及び指示(第7条第1項、第2項)</p> <p>(2) 特定建築物に係る報告の徴収及び立入検査(第7条第4項)</p> <p>(3) 建築物の計画の認定(第8条)</p> <p>(4) 建築物の計画の変更認定(第9条)</p> |
|---|--|

	<p>15条第1項) (4) 変更命令等 (第17条) (5) 景観重要建造物の指定等 (第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条、第27条) (6) 景観重要樹木の指定等 (第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、第34条、第35条) (7) 管理協定の締結及び公告 (第36条、第37条) (8) 管理協定の認可及び公告 (第38条、第39条) (9) 景観協定の認可及び公告 (第82条、第83条) (10) 景観協定の廃止の認可及び公告 (第88条) (11) 景観整備機構の指定 (第92条)</p> <p>13 和歌山県景観条例 (平成20年和歌山県条例第21号) に関する次のこと。 (1) 計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合の通知に関する景観審議会への諮問 (第7条) (2) 和歌山県景観資源の登録及び景観審議会への諮問 (第10条) (3) 変更命令等に関する景観審議会への諮問 (第16条)</p>	<p>(5) 認定建築物の報告の徴収 (第10条)</p> <p>13 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に関する次のこと。 (1) 対象建設工事 (海南市及び海草郡の区域内の建築物に係るものに限る。) の届出の受理、変更命令 (第10条) (2) 対象建設工事 (海南市及び海草郡の区域内の建築物に係るものに限る。) の通知の受理 (第11条) (3) 分解解体等の実施の状況に関する報告の徴収 (第42条第1項) (4) 分解解体等に係る立入検査 (第43条)</p> <p>14 駐車場法 (昭和32年法律第106号) に関する次のこと。 (1) 路外駐車場設置の届出 (変更の届出を含む。) の受理 (第12条) (2) 管理規程の届出の受理 (第13条) (3) 休止等の届出の受理 (第14条)</p> <p>15 景観法に関する次のこと。 (1) 届出及び勧告等 (第16条) (2) 行為の着手の制限期間の短縮 (第18条第2項) (3) 報告の徴収 (第45条)</p> <p>16 和歌山県景観条例に関する次のこと。 (1) 公表及び景観審議会への諮問 (第15条) (2) 勧告に関する景観審議会への諮問 (第15条)</p>
--	--	--

別表第2県土整備部の表公共建築課の項課長専決事項の欄 1 (2) 中「測量」を「測量、設計」に、「決定」を「選定及び条件付き一般競争入札における条件の設定」に改め、

同表中企画保全室の項を削り、管理整備課の項及び漁港課の項を次のように改める。

港 湾 空 港 振 興 課	<p>1 港湾法 (昭和25年法律第218号) に関する次のこと。 (1) 水域又は公共空地の占用のうち港湾計画の変更等、港湾の管理運営に重大な影響を及ぼすものの許可 (第37条第1項第1号) (2) 水域施設、外かく施設等の建設又は改良のうち港湾計画の変更等、港湾の管理運営に重大な影響を及ぼすものの許可 (第37条第1項第3号) (3) 国等が行う水域又は公共空地の占用及び水域施設、外かく施設等の建設又は改良のうち港湾計画の変更等、港湾の管理運営に重大な影響を及ぼすものの協議 (第37条第3</p>	<p>1 港湾法に関する次のこと。 (1) 港湾施設の供用開始等 (第34条) 2 漁港漁場整備法 (昭和25年法律第137号) に関する次のこと。 (1) 漁港区域の変更の意見 (第6条第2項) (2) 水産業協同組合の特定漁港漁場整備事業に対する命令 (第23条第1項) (3) 水産業協同組合に対する土地、水面等の使用許可 (第24条第1項) (4) 漁港管理者の指定 (第25条第1項第3号) (5) 漁港管理規程に係る必要な助言又は勧告 (第34条第3項) (6) 漁港施設の処分の許可</p>	<p>1 港湾法に関する次のこと。 (1) 他人の土地への立入り (第55条の2) 2 漁港漁場整備法に関する次のこと。 (1) 漁港台帳の調製 (第36条の2) 3 和歌山県海浜公園管理規則 (平成6年和歌山県規則第53号) に関する次のこと。 (1) 有料施設の供用日の変更 (第3条) 4 港湾賠償責任保険の請求及び支払指図に関すること。</p>
---------------------------------	--	--	--

- | | |
|--|---|
| <p>項)
(4) 水域施設等の建設又は改良の禁止の命令等 (第56条の3)</p> | <p>及び原状回復命令 (第37条第1項、第2項)
(7) 漁港管理者以外の者による漁港施設の利用方法及び料率の認可 (第38条)
(8) 漁港の区域内の水域又は公共空地における工作物の建設等の許可 (土砂の採取を除く。) (第39条第1項、第3項)
(9) 漁港の区域内の水域又は公共空地における行為についての国の機関等との協議 (第39条第4項)
(10) 許可の取消し、放置物件の除去及び原状回復命令等 (第39条の2第1項)
(11) 漁港への危害防止のための施設の設置命令 (第39条の2第2項)</p> <p>3 海岸法に関する次のこと。
(1) 主務大臣の直轄工事に対する意見 (第6条第1項)
(2) 海岸保全区域の占用許可 (第7条第1項)
(3) 海岸保全区域における行為の許可 (1件3,000立方メートル未満の土石採取に係るものを除く。) (第8条)
(4) 国等が行う事業についての協議 (第2号及び第3号の事項に係るものに限る。) (第10条第2項)
(5) 海岸管理者以外の者の施行する工事の承認及び協議 (維持修繕に係るものを除く。) (第13条第1項)
(6) 海岸保全施設における兼用工作物等に係る協議 (第15条)
(7) 海岸保全施設に係る工事原因者に対する工事施行命令 (第16条第1項)
(8) 海岸管理者以外の者の管理する海岸保全施設に係る措置命令 (第21条)</p> <p>4 公有水面埋立法に関する次のこと。
(1) 埋立区域の縮小、設計の概要の変更及び期間の伸長の許可 (第13条の2)
(2) 公有水面埋立てのしゅん功認可 (第22条)
(3) しゅん功認可前の埋立地における工外用の工作物の設置許可 (第23条)
(4) 埋立地における権利移転又は設定の許可 (第27条)</p> <p>5 和歌山県港湾施設管理条例 (昭和31年和歌山県条例第38号) に関する次のこと。
(1) 工作物等の設置のうち港湾施設の管理運営に重大な影響を及ぼすものの許可 (第4条第2項)</p> |
|--|---|

		<p>6 港湾施設の管理瑕疵による損害賠償に係る示談等に関する事。</p> <p>7 和歌山県マリーナ条例（平成7年和歌山県条例第16号）に関する次のこと。</p> <p>(1) マリーナにおける工作物等の設置のうち、港湾計画の変更等、マリーナの管理運営に重大な影響を及ぼすものの許可（第6条）</p> <p>8 和歌山県マリーナ条例施行規則（平成7年和歌山県規則第12号）に関する次のこと。</p> <p>(1) 指定管理者が定める規程の承認</p> <p>9 和歌山県漁港管理条例（昭和41年和歌山県条例第54号）に関する次のこと。</p> <p>(1) 工作物の新築又は改築等の承認（第4条第1項）</p> <p>(2) 県管理漁港施設の占用の許可又は当該施設への工作物の新築等の許可（第10条）</p> <p>(3) 許可の取消し等の措置命令（第14条）</p> <p>(4) 漁港施設の管理の委託（附則第5項）</p> <p>10 国有財産法に関する次のこと。</p> <p>(1) 公共用財産（公共海岸の土地に限る。）の用途廃止及び引継ぎ（第8条第1項、第9条第3項）</p> <p>11 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に関する次のこと。</p> <p>(1) 市町村の災害復旧事業費の負担金の額の算定、交付及び還付並びに成功認定（第13条第1項）</p>		
<p>港湾整備課</p>		<p>1 漁港漁場整備法に関する次のこと。</p> <p>(1) 漁港区域の変更の意見（第6条第2項）</p> <p>(2) 水産業協同組合の特定漁港漁場整備事業に対する命令（第23条第1項）</p> <p>(3) 漁港の区域内の水域又は公共空地における行為についての国の機関等との協議（第39条第4項）</p> <p>2 海岸法に関する次のこと。</p> <p>(1) 主務大臣の直轄工事に対する意見（第6条第1項）</p> <p>(2) 国等が行う事業についての協議（第10条第2項）</p> <p>(3) 海岸保全施設における兼用工作物等に係る協議（第15条）</p>	<p>1 港湾法に関する次のこと。</p> <p>(1) 他人の土地への立入り（第55条の2）</p> <p>(2) 港湾台帳の調製（第49条の2）</p> <p>2 海岸法に関する次のこと。</p> <p>(1) 海岸保全区域台帳の調製（第24条）</p> <p>3 港勢調査に関する事。</p>	
<p>別表第2県土整備部の表の備考を削り、別表第2出納局の表出納室の項部長専決事項の欄に次のように加える。</p>	<p>4 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第140条及び国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31</p>			

年政令第337号) 第6条の規定に基づく知事の同意等に関する
 すること。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

に定める。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

地方機関事務決裁規程 (昭和63年和歌山県訓令第7号) の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表中「総務室長」を「総務企画室長」に、「総務室副室長」を「総務企画室副室長」に改め、同表こちらの医療センターの部の次に次のように加える。

和歌山県訓令第15号

府 中 一 般

各 地 方 機 関

地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のよう

産業技術専門学院

学院長

副学院長

第8条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「総務室」を「総務企画室」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 振興局の総務企画室長が専決できる事項について当該

室長が不在のときは、総務企画室の副室長が代決することができる。ただし、室長及び副室長がともに不在のときは、局長の決裁を受けなければならない。

別表第2文書館長の項を削り、同表県税事務所の項の次に次のように加える。

文書館長

1 文書その他の資料の寄託契約の締結に関すること。

別表第2保健所長の項専決事項の欄に次のように加える。

3 和歌山県産業廃棄物の越境移動に関する指導要綱 (平成9年和歌山県告示第528号) に関する次のこと。

(1) 県外産業廃棄物搬入協議に係る承認

別表第2紀南児童相談所長の項専決事項の欄に次のように加える。

3 療育手帳の交付及び返還に関すること。

別表第2子ども・障害者相談センター所長の項専決事項の欄1 (1) 中「第27条第8項」を「第27条第6項」に改め、同欄2 (1) の次に次のように加える。

(2) 和歌山県児童福祉審議会等への報告 (第13条の4)

別表第2子ども・障害者相談センター所長の項専決事項の欄中3を削り、4を3とし、同欄5 (1) 中「第1条の2第3項」を「第3条第3項」に改め、同欄5 (2) 中「第5条」を「第10条」に改め、同欄中5 (2) を5 (3) とし、5 (1) の次に次のように加え、同欄5を同欄4とする。

(2) 和歌山県社会福祉審議会への諮問 (障害程度の認定に係る諮問に限る。) (第5条)

別表第2子ども・障害者相談センター所長の項専決事項の欄中6を5とし、7を削る。

別表第2新宮保健所串本支所長の項専決事項の欄中3を4とし、2の次に次のように加える。

3 和歌山県産業廃棄物の越境移動に関する指導要綱に関する次のこと。

(1) 県外産業廃棄物搬入協議に係る承認

別表第3部長の項専決事項の欄19中「総務室」を「総務企画室」に改め、同欄中25 (1) を削り、25 (2) を25 (1) とし、25 (3) を25 (2) とし、同表総務室長の項中「総務室

長」を「総務企画室長」に改め、同表健康福祉部部長の項専決事項の欄中9を削り、8を9とし、3から7までを4から8までとし、2の次に次のように加える。

3 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) に関する次のこと。

(1) 中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則 (平成20年和歌山県規則第49号) 第2条の規定により、振興局長に委任された知事の権限に関すること。
 (生活保護法第24条、第25条、第26条、第27条、第27条の2、第28条、第30条、第31条、第32条、第33条、第34条、第34条の2、第35条、第36条、第37条、第48条第4項、第62条、第63条、第76条第1項、第77条第2項、第80条、第81条)

(2) 費用の徴収 (生活保護法第77条第1項、第78条)

別表第3健康福祉部部長の項専決事項の欄中15及び16を削り、14を16とし、13の次に次のように加える。

14 老人福祉法 (昭和38年法律第133号) に関する次のこと。

(1) 老人居宅生活支援事業開始届出書の受理 (第14条)

(2) 老人居宅生活支援事業変更届出書等の受理 (第14条の2、第14条の3)

(3) 老人デイサービスセンター (老人短期入所施設・老人介護支援センター) 設置届出書の受理 (第15条第2項)

(4) 老人デイサービスセンター (老人短期入所施設・老人介護支援センター) の変更届出書の受理 (第15

条の第2第1項)

- (5) 老人デイサービスセンター（老人短期入所施設・老人介護支援センター）の廃止（休止）届出書の受理（第16条第1項）

15 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に関する次のこと。

- (1) 老人デイサービスセンター（老人短期入所施設・老人介護支援センター）開始届出書の受理（第69条第1項）
- (2) 老人デイサービスセンター（老人短期入所施設・老人介護支援センター）の変更届出書の受理（第69条第2項）
- (3) 老人デイサービスセンター（老人短期入所施設・老人介護支援センター）事業廃止届出書の受理（第69条第2項）

別表第3健康福祉部長の項専決事項の欄中17及び18を削り、19を17とし、20から23までを18から21までとし、同欄24を次のように改める。

22 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に関する次のこと。

- (1) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可及び措置命令等（農林水産業に係る被害の防止を目的とするもの又は捕獲等若しくは採取等の区域が2以上の振興局の所管区域にまたがるものを除く。）（第9条及び第10条）
- (2) 販売禁止鳥獣の販売の許可（第24条）

別表第3健康福祉部長の項専決事項の欄中25から27までを削り、28を23とし、29から33までを24から28までとし、同表産業振興部長の項専決事項の欄中1を削り、2を1とし、3から7までを2から6までとし、同欄8（1）中「承認」の次に「（農業協同組合の区域が2以上の所管区域にまたがるものを除く。）」を加え、同欄中8を7とし、9から15までを8から14までとし、16の前に次のように加える。

15 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に関する次のこと。

- (1) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可及び措置命令等（農林水産業に係る被害の防止を目的としないもの又は捕獲等若しくは採取等の区域が2以上の振興局の所管区域にまたがるものを除く。）（第9条及び第10条）
- (2) 狩猟免許試験の実施運営（第41条関係）
- (3) 狩猟免状の交付（狩猟免許を更新するものに限る。）（第43条）
- (4) 狩猟免許更新適性試験及び更新講習の実施並びに狩猟免許の更新（第51条）
- (5) 狩猟者登録の実施（県外に住所を有する者からの申請を除く。）（第57条）

別表第3産業振興部長の項専決事項の欄40（5）を削り、同欄中42を削り、43を42とし、同欄44中「融通」を「融通等」に改め、同欄44（2）中「第2条第3項」を「第1条第3項」に改め、同欄44を同欄43とし、同欄45（2）の次に次のように加え、同欄45を同欄44とする。

(3) 補助林道事業の本工事費以外の検査に関すること。

別表第3産業振興部長の項専決事項の欄中46を45とし、47から52までを46から51までとし、同欄53中「和歌山県環境保全整備事業」を「木の国森林づくり事業」に改め、同欄中53を52とし、54を削り、55を53とし、56から59までを54から57までとし、60及び61を削り、62を58とし、63から70までを59から66までとし、71を削り、72を67とし、同欄73中「山村振興課」を「山村整備課」に改め、同欄73を同欄68とし、同欄74中「山村振興課」を「山村整備課」に改め、同欄74を同欄69とし、同欄75中「山村振興課」を「山村整備課」に改め、同欄75を同欄70とし、同欄76中「山村振興課」を「山村整備課」に改め、同欄76を同欄71とし、同欄中77を72とし、78から95までを73から90までとし、同欄96中「紀州材健康空間創造事業」を「紀州材需要創出事業」に改め、同欄中96を91とし、97を92とし、同欄に次のように加える。

93 森林環境高度担い手づくり事業に係る委託契約及び検査に関すること。

94 森林整備地域活動支援交付金事業に係る検査に関すること。

95 紀の国森づくり基金活用事業に関する次のこと。

- (1) 応募申請書に対する意見書に関すること。
- (2) 事業の検査及び補助金の交付に関すること。
- (3) 軽易な変更の承認に関すること。

別表第3建設部長の項専決事項の欄52中「こと」の次に「（海草振興局建設部の所管区域内におけるものを除く。）」を加え、同欄52（1）中「承認」の次に「（ただし、昭和57年和歌山県告示第857号の区分に準ずる。）」を加え、同欄53を次のように改める。

53 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）の規定に基づく融資住宅の審査等に関すること（海草振興局建設部の所管区域内におけるものを除く。）。

別表第3建設部長の項専決事項の欄54中「こと」の次に「（海草振興局建設部の所管区域内におけるものを除く。）」を加え、同欄54（1）中「許可」の次に「、変更許可又は協議」を、「第8条」の次に「、第11条、第12条」を加え、同欄54（2）中「第12条」を「第13条」に改め、同欄55中「こと」の次に「（海草振興局建設部の所管区域内におけるものを除く。）」を加え、同欄中55（5）を55（6）とし、55（4）を55（5）とし、55（3）を55（4）とし、55（2）の次に次のように加える。

(3) 特定施設の新築等の届出の受理 (第20条第1項、第3項)

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第16号

庁 内 一 般
各 地 方 機 関

和歌山県防災行政無線運用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県防災行政無線運用規程の一部を改正する訓令

和歌山県防災行政無線運用規程 (平成2年和歌山県訓令第14号) の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「電送」を「データ伝送」に改め、同条第4号中「電送」を「データ伝送」に、「ファクシミリ通信」を「データ信号の送受による通信」に改める。

第3条第1項中「中継業務」を「その中継」に改め、同条第2項の表を次のように改める。

無線局の種類	無線局の内容
固定局	一定の固定地点の間の通信又はその中継を行う無線局
移動局	陸上、海上又は空中を移動して通話することができる無線局
基地局	移動局の通話を送受するために設置する移動しない無線局
統制局	県庁に設置し、通信の統制を行う無線局
支部局	総合庁舎に設置する固定局又は基地局
中継局	統制局及び支部局以外の固定局又は基地局

第5条第2項第2号中「及び県地方機関の端末局」を削り、同項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第6条第2項中「無線に従事する資格」を「当該無線局の操作が可能な無線従事者免許」に改め、同条に次の1項を加える。

4 無人で運用する無線局の無線従事者は、当該無線局と対向して通信する統制局又は支部局の無線従事者とする。

第10条見出し中「通信」を「通話」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「通信」を「通話」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 緊急通話 非常通信 (電波法 (昭和25年法律131号) 第52条第4号に規定する非常通信をいう。)、人命の救助、防災、災害対策等により緊急を要する場合に普通通話を中断して行う通話

第10条第2項第2号中「及び電送」及び「及び緊急電送」を削り、同項第3号を削り、同条第2項から第4項までを削る。

第11条見出し中「、緊急電送又は一斉通信」を削り、同条第1項中「、緊急電送又は一斉通信」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、急を要するため、直ちに緊急通話を行わなければならない場合は、緊急通話の終了後、速やかに無線管理者に報告するものとする。

第11条第3項中「、緊急電送又は一斉通信の呼出しがあった」を「を受信した」に、「とらなければ」を「とるとともに、緊急通話の疎通に協力しなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

4 緊急通話の承認をし、又は報告を受けた無線管理者は、その実施内容について統制管理者に報告しなければならない。

第19条第1項中「無線管理者」を「統制局及び支部局の無線管理者」に改める。

別記第2号様式 (その1) を次のように改める。

別記第 2 号様式 (第 19 条関係) (その 1)

統制局 無線業務日誌

(免許人 和歌山県 周波数・出力 表紙記載)

平成 年 月

無線管理者	資格	職名	氏名	サービス時間 (平常時)			基地局 通信回数	定期点検実施状況	支那局・中継局の 機器状況	備考	無線 従事者 (印)
				平日 (月曜～金曜)							
				自	時	分					

日	曜日	統 制 局			支 部 局 ・ 中 継 局 の 機 器 状 況	定 期 点 検 実 施 状 況	備 考	無 線 従 事 者 (印)
		機 器 状 況	回 線 状 況	そ の 他				
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。